

政府

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

番号: 71/2017/NĐ-CP

ハノイ, 2017 年 6 月 6 日

公開会社に対して適用されるコーポレート・ガバナンスに関して指南する議定

2015 年 6 月 19 日の政府組織法に基づき;

2014 年 11 月 26 日の企業法に基づき;

2006 年 6 月 29 日の証券法に基づき;

2010 年 11 月 24 日の証券法の条項を修正, 補充する法律に基づき;

財務大臣の提議をうけ;

政府は公開会社に対して適用されるコーポレート・ガバナンスに関して指南する議定を制定する.

第 1 章

一般規定

第 1 条 調整範囲及び適用対象

1. 調整範囲

この議定は以下のものからなる公開会社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のガイダンスを定める:

- a) 株主総会;
- b) 取締役会;
- c) 監査役会;
- d) 関係者との取引;

d) 報告及び情報開示.

2. 適用対象

a) 公開会社;

b) 公開会社株主及び株主の関係者である組織, 個人;

c) 公開会社の取締役会構成員, 監査役, 企業業務執行者及びこれらの対象の関係者である組織, 個人;

d) 公開会社に関係する権利を有する組織及び個人.

第2条 用語の解釈

この議定において, 以下の各用語は次のとおり理解される:

1. コーポレート・ガバナンスとは, 以下のものからなる原則の体系である:

a) 合理的なガバナンスの機構を保障する;

b) 取締役会, 監査役会の効率的な活動を保障する;

c) 株主及び関係者の権利を保障する;

d) 各株主の間の公正な取扱いを保障する;

d) 会社のあらゆる活動がオープン, かつ, 透明であること.

2. 公開会社とは, 証券法第25条1項に規定される株式会社である.

3. 大株主とは, 証券法第6条9項に規定される株主である.

4. 企業管理者とは, 企業法第4条18項に規定される.

5. 企業業務執行者とは, 社長(総社長), 副社長(副総社長), 会計主任及び会社定款の規定によるその他の業務執行者である.

6. 非執行取締役会構成員 (以下「非執行取締役」という) とは, 社長 (総社長), 副社長 (副総社長), 会計主任及び会社定款の規定によるその他の業務執行者ではない取締役である.

7. 独立取締役会構成員 (以下「独立取締役」という) とは, 企業法第 151 条 2 項に規定される取締役である.

8. コーポレート・ガバナンス責任者とは, この議定第 18 条に規定される責任及び権限を有する者である.

9. 関係者とは, 企業法第 4 条 17 項, 証券法第 6 条 34 項に規定される個人, 組織である.

第 3 条 専門法令の適用の原則

専門法令がこの議定の規定と異なるコーポレート・ガバナンスに関する規定を有する場合は, 専門法令の規定を適用する.

第 2 章

株主及び株主総会

第 4 条 株主の権利及び義務

1. 株主は, 企業法の第 114 条, 第 115 条及び会社定款の規定による権利及び義務を完全に有するほか, 公開会社株主は, 以下の権利を有する:

a) 公平な取扱いを受ける権利. 同一の種類株式を保有する株主には, 権利, 義務及び利益が等しく与えられる. 会社が優先種類株式を有する場合, 優先種類株式に付された権利及び義務は, 株主総会により採択され, かつ, 株主に完全に開示されなければならない;

b) 法令の規定により会社が開示する定期の情報及び臨時の情報に完全にアクセスする権利.

2. 株主は, 自らの権利及び合法的利益を保護する権利を有する. 株主総会の決定が法令又は会社定款に違反し, 又は法令又は会社定款の規定に反し会社に損害を与える取締役会の決定が採択された場合, 株主は, 企業法の規定により当該決定の取消又は差止を要請することができる.

第5条 大株主の義務

大株主は、企業法の規定による株主の義務を有するほか、以下の義務を厳守しなければならない：

1. 大株主は、自らの優越的地位を利用して法令及び会社定款の規定による会社及び他の株主の権利、利益に影響を及ぼしてはならない；
2. 大株主は、法令の規定により情報開示義務を有する。

第6条 会社定款

1. 会社定款は、株主総会により採択され、かつ、企業法、証券法、この議定及び関係法令文書の規定に反してはならない。
2. 財務省は、公開会社が会社定款を作成するにあたって参照するための定款雛型を指南する。

第7条 コーポレート・ガバナンスに関する内規

1. コーポレート・ガバナンスに関する内規は、取締役会により作成され、株主総会の採択にかけられる。コーポレート・ガバナンスに関する内規は法令及び会社定款の規定に反してはならない。
2. 財務省は、公開会社がコーポレート・ガバナンスに関する内規を作成するにあたって参照するためのコーポレート・ガバナンスに関する内規雛型を指南する。

第8条 株主総会の会議

株主総会の会議は、企業法の規定により行われることに加え、以下の規定を守らなければならない：

1. 公開会社は、法令、会社定款及び会社の内部規定の規定による株主総会の会議の招集に関する手順、手続を完全に遵守しなければならない。公開会社は、株主総会の会議に出席権を有する株主名簿の作成に関する情報を登録期日の20日前までに開示しなければならない。公開会社は、株主の委任及び委任状の作成の手続についてコーポレート・ガバナンスに関する内規に定めなければならない；

2. 取締役会又は株主総会の会議の招集者は、議事次第を整理し、企業法第 136 条 7 項の規定による株主総会の会議の議事次第にある問題を討論し、かつ、議決するために合理的会場、時間を用意しなければならない；
3. 公開会社は、株主が最も良く株主総会の会議に出席し、かつ、意見を表明できるよう、現代的情報技術の適用についてコーポレート・ガバナンスに関する内規に定める。そこにはオンライン株主総会の会議、電子投票又は企業法第 140 条及び会社定款の規定によるその他の電子的方法による議決の採択を株主に指南することが含まれる；
4. 毎年、公開会社は、企業法の規定により年次株主総会の会議を開催しなければならない。年次株主総会の会議は書面による株主の意見聴取の形式により開催されることができない。会社の年度財務報告書の会計監査報告書が重要な項目を有する場合、公開会社は、独立会計監査会社の代表を年次株主総会に招聘することができる。

第 9 条 年次株主総会の会議における取締役会の活動報告

年次株主総会に上程される取締役会の活動報告は企業法第 136 条 2 項 c 号及び会社定款の規定のほか、以下の内容を確実に有しなければならない：

1. 企業法第 158 条 3 項及び会社定款の規定による取締役会及び各取締役の報酬、経費及びその他の利益；
2. 取締役会の会議及び取締役会の決定の要旨；
3. 取締役会の活動に関する独立取締役の評価結果（もしあれば）；
4. 公開会社が企業法第 134 条 1 項 b 号に定める形態により活動する場合は取締役会に直属する内部会計監査委員会の活動；
5. 取締役会に属するその他の小委員会の活動（もしあれば）；
6. 社長（総社長）に対する監督結果；
7. その他の業務執行者に対する監督結果；
8. 将来の計画。

第 10 条 年次株主総会の会議における監査役会の活動報告

公開会社が企業法第 134 条 1 項 a 号に規定される形態により活動する場合、年次株主総会に上程される監査役会の活動報告は、企業法第 136 条 2 項 d 号、d 号のほか、以下の内容を確実に有しなければならない：

1. 企業法第 167 条 3 項及び会社定款の規定による監査役会及び各監査役の報酬、経費及びその他の利益；
2. 監査役会の会議及び監査役会の結論、提案の要旨；
3. 会社の活動及び財務状況の監督結果；
4. 取締役会、社長（総社長）及びその他の業務執行者に対する監督結果；
5. 監査役会と取締役会、社長（総社長）及び株主との間の協力活動の評価結果。

第 3 章

取締役会及び取締役

第 11 条 取締役の立候補、推薦

1. あらかじめ候補者を確定できる場合、各取締役候補者に関する情報は、株主が投票に先立ちこれらの候補者について理解できるよう、株主総会の会議の開会日の 10 日前までに会社のウェブサイト上に開示され、取締役候補者は開示された個人情報の誠実性、正確性及び合理性について書面により約し、かつ、取締役として選任されたときは誠実、忠実、慎重かつ会社の最高の利益のために任務を遂行することを約さなければならない。開示される取締役候補者に関する情報は少なくとも以下からなる：

- a) 氏名、生年月日；
- b) 専門の程度；
- c) 職務経歴；
- d) 会社定款の規定によるその他の情報（もしあれば）。

公開会社は、候補者が取締役、その他の管理職の職務にあたっている会社及び取締役候補者の会社に関する利益（もしあれば）に関する情報に株主がアクセスできることを保障しなければならない。

2. 6か月以上連続して普通株式を保有する株主又は株主グループは企業法及び会社定款の規定により取締役候補者を推薦する権利を有する。

3. 推薦された及び立候補した取締役候補者の数が企業法第 114 条 4 項に規定される必要な数に満たない場合、現職の取締役会は、追加の候補者を紹介し、又は、会社定款及び会社のコーポレート・ガバナンスに関する内規の規定により推薦させることができる。取締役会による追加の候補者の紹介は株主総会が法令の規定により取締役を選任する議決をなす前に明確に開示されなければならない。

第 12 条 取締役の資格

1. 取締役は、企業法第 151 条 1 項及び会社定款の規定による資格及び条件を満たさなければならない。取締役は、会社の株主でなくてもよい。

2. 取締役会の会長は、同一の公開会社の社長（総社長）の職を兼任することができない。

3. ある公開会社の取締役は、同時に 5 つを超えるその他の会社の取締役であってはならない。

第 13 条 取締役会の構成

1. 公開会社の取締役の数は 3 人から 11 人である。取締役会の機構は、法令、財務、会社の事業領域に関する知識及び経験を有する構成員及びジェンダーを考慮した構成員のバランスを確保しなければならない。

2. 公開会社の取締役会の機構は、業務を行う取締役及び非執行取締役のバランスを確保しなければならない。取締役の総数の 3 分の 1 は非執行取締役でなければならない。

3. 公開会社は、取締役会の独立性を確保するため会社の業務執行職を兼任する取締役の上限を定めなければならない。

4. 未上場公開会社が企業法第 134 条 1 項 b 号に規定される形態により活動する場合、会社の取締役の機構は、総数の最低 5 分の 1 は独立取締役である取締役を確保しなければならない。公開会社の取締役の数が 5 人に満たない場合、会社は独立取締役である取締役を 1 人確保しなければならない。

5. 上場会社の取締役の機構は、総数の 3 分の 1 にあたる独立取締役である取締役を確保しなければならない。

第 14 条 取締役の権限及び責任

1. 取締役は、企業法、関係法令及び会社定款の規定による権限を完全に有し、これによって会社及び会社の各部門の財務、事業活動の状況に関する情報、資料の提供を受けすることができる。
2. 取締役は、企業法及び会社定款の規定による責任を有するほか、以下の責任を果たさなければならない：
 - a) 株主及び会社の最高の利益のために誠実、忠実、慎重に自らの任務を遂行する；
 - b) 取締役会の会議に完全に出席し、かつ、討論に上げられた問題について明確な意見を述べる；
 - c) 子会社、連結会社及び当該取締役が会社の持分を代表する他の組織から受ける報酬を遅滞なくかつ完全に取締役会に報告する；
 - d) 法令の規定により会社の株式取引を行った後、国家証券委員会、証券取引所に報告し、かつ、情報開示をなす。
3. 取締役は、株主総会の承認を受けたうえで責任保険を付保されることができる。この保険は法令及び会社定款違反に関する取締役の責任についての保険を含むことができない。

第 15 条 取締役会の責任及び義務

取締役会は企業法及び会社定款の規定による責任及び義務を完全に遵守しなければならないことに加え、取締役会は、以下の責任及び義務を有する：

1. 会社の活動について株主に対し責任を負う；
2. 全ての株主を平等に取扱い、かつ、会社に関係する権利を有する者の利益を尊重する；
3. 会社の活動が法令、定款及び会社の内部規定の規定を確実に遵守する；
4. コーポレート・ガバナンスに関する内規を作成し、かつ、この議定第 7 条の規定により株主総会の採択にかける；
5. この議定第 9 条の規定により株主総会において取締役会の活動を報告する。

第 16 条 取締役会の会議

1. 取締役会は、会社定款及び会社のコーポレート・ガバナンスに関する内規に規定される手順により会議を四半期ごとに 1 回開催しなければならない。取締役会の会議の開催、会議の議事次第及び関係資料は、あらかじめ法令及び会社定款に定められた期限までに取締役に通知される。
2. 取締役会の議事録は明確かつ詳細に作成されなければならない。議長及び議事録作成者が会議の議事録に署名しなければならない。取締役会の議事録は法令及び会社定款の規定により保管されなければならない。
3. 毎年、取締役会は、独立取締役に取締役会の活動に関する評価報告を求める。この評価報告は年次株主総会の会議において開示されることができる。

第 17 条 上場会社の取締役に属する各小委員会

1. 上場会社の取締役会は、人事委員会、給与委員会及びその他の小委員会からなる取締役会の活動を補助する小委員会を設立することができる。取締役会は、人事委員会、給与委員会の委員長を務める 1 人の独立取締役に任命しなければならない。各小委員会の設立は、株主総会に承認されなければならない。
2. 人事委員会、給与委員会を設立しない場合には、取締役会は、人事、給与活動において取締役会を助ける独立取締役に割り当てることができる。
3. 取締役会は、小委員会の設立、各小委員会の責任、小委員会の委員の責任又は人事、給与に関する担当に選ばれた独立取締役の責任について詳細を定める。

第 18 条 コーポレート・ガバナンス責任者

1. 上場会社の取締役会は、コーポレート・ガバナンス責任者の任務にあたる者を少なくとも 1 人は任命しなければならない。コーポレート・ガバナンス責任者は、企業法第 152 条 5 項の規定による会社秘書役を兼任することができる。
2. コーポレート・ガバナンス責任者は、法律に精通した者でなければならない。同時に会社の財務報告書の会計監査を行っている独立会計監査会社に勤務してはならない。
3. コーポレート・ガバナンス責任者は、以下の権限及び義務を有する：

- a) 所定の株主総会の会議の開催及び会社及び株主らに関連する業務について取締役会にアドバイスする;
- b) 取締役会又は監査役会の請求により取締役会, 監査役会及び株主総会の会議を準備する;
- c) 会議の手續に関してアドバイスする;
- d) 会議に出席する;
- d) 法令に則った決議を成立させる手續を取締役にアドバイスする;
- e) 財務情報, 取締役会の議事録の写し及びその他の情報を取締役及び監査役に提供する;
- g) 会社の情報開示活動について監督し, かつ, 取締役会に報告する;
- h) 法令及び会社定款の規定法令及び会社定款の規定による情報の秘密を保持する;
- i) 法令及び会社定款の規定によるその他の権限及び義務.

第 4 章

監査役会及び監査役

第 19 条 監査役の立候補, 推薦

1. 監査役の立候補, 推薦はこの議定第 11 条に規定を準用する. ただし, 会社定款が異なる規定を有する場合はこの限りでない..
2. 推薦された及び立候補した監査役候補者の数が必要な数に満たない場合, 現職の監査役会は, 追加の候補者を推薦し, 又は, 会社定款及びコーポレート・ガバナンスに関する内規の規定により推薦させることができる.

第 20 条 監査役

1. 監査役の数 3 人から 5 人である. 監査役は, 会社の株主でなくてもよい.
2. 監査役は, 企業法第 164 条 1 項, 会社定款の規定による資格及び条件を満たさなければならず, かつ, 以下の場合に該当してはならない:

- a) 会社の会計, 財務部門に従事している;
 - b) 直近の3年間に会社の財務報告書の会計監査を行っている独立会計監査会社の社員或いは従業員である.
3. 上場会社及び国が定款資本の50%を超えて保有する公開会社については, 監査役は, 会計監査人又は会計士でなければならない.
 4. 監査役会長は, 専門の会計士又は会計監査人でなければならない, かつ, 会社の専任でなければならない.

第21条 監査役の権限及び義務

1. 監査役は, 企業法, 関係法令及び会社定款の規定による権限を有し, 就中, 会社の活動状況に関係する情報及び資料にアクセスする権限を有する. 取締役, 社長 (総社長) 及びその他の業務執行者は, 監査役の請求により遅滞なくかつ完全に情報を提供する責任を有する.
2. 監査役は, 与えられた権限の行使及び義務の履行に当たり法令, 会社定款の規定及び職業倫理を遵守する責任を有する. 公開会社は, 法令及び会社定款の規定により監査役の活動及び任務の実施に関する規定を指南することができる.

第22条 監査役会の権限及び義務

監査役会は企業法第165条及び会社定款の規定による権限及び義務を有するほか, 監査役会は, 以下の権限及び義務を有する:

1. 会社の財務報告書会社の財務報告書の会計監査を行う独立会計監査組織の承認を株主総会に提案する;
2. 自らの監督活動について株主に対し責任を負う;
3. 会社の財務状況, 取締役, 社長 (総社長), その他の管理者の活動の合法性, 監査役会と取締役会, 社長 (総社長) 及び株主との協力活動を監督する;
4. 取締役, 社長 (総社長) 及びその他の業務執行者の法令又は会社定款に違反する行為を発見した場合, 48時間以内に書面により取締役会に通知し, 違反行為をした者に違反をやめ, かつ, 解決策をとることを求める;
5. この議定第10条の規定により株主総会で報告する.

第 23 条 監査役会の会議

1. 監査役会は、1年に最低2回は開催しなければならない。会議に出席する構成員の数は最低3分の2でなければならない。監査役会の議事録は明確かつ詳細に作成される。会議に出席した秘書役及び監査役は、会議の議事録に署名しなければならない。監査役会の議事録は監査役ごとの責任を確定するために保管されなければならない。
2. 監査役会は、取締役、社長（総社長）及び独立会計監査会社の代表者に出席し、かつ、監査役が関心を有する事項について回答することを求めることができる。

第 5 章

利益相反の防止

第 24 条 誠実及び企業管理者の権利の相反を回避する責任

1. 取締役、監査役、社長（総社長）及びその他の管理者は、企業法及び関係法令文書の規定により関係利益を公開しなければならない。
2. 取締役、監査役、社長（総社長）、その他の管理者及びこれらの者の関係者は、私利のため、或いは、その他の組織又は個人の利益を凶るため自らの職務上得られた情報を用いてはならない。
3. 取締役、監査役、社長（総社長）及びその他の管理者は、法令の規定により、会社、子会社、公開会社が定款資本の50%以上の支配権を有する会社と当該構成員自身又は当該構成員の関係者との取引について取締役会、監査役会に通知する義務を有する。株主総会又は取締役会による上記の対象の取引の承認について、公開会社は、情報開示に関する証券法令の規定によりこの決議について情報開示を行わなければならない。
4. 取締役は、企業法及び会社定款の規定により当該構成員又は当該構成員の関係者に利益をもたらす取引について議決することができない。
5. 取締役、監査役、社長（総社長）、その他の管理者及びこれら構成員の関係者は、関係取引を行うため、開示を認められていない会社の情報を用いてはならず、また、第三者に漏洩してはならない。取締役、監査役、社長（総社長）、その他の管理者及びこれら構成員の関係者は、関係取引を行うため、開示を認められていない会社の情報を用いてはならず、また、第三者に漏洩してはならない。

第 25 条 関係者との取引

1. 関係者との取引を行うにあたり, 公開会社は, 平等, 自主の原則に従い, 書面により契約を締結しなければならない。
2. 公開会社は, 関係者が会社の商品及び役務の取引, 売買, 価格を支配することで会社の活動に干渉し, かつ, 会社の利益に損害を与えることを防止するため必要な措置を講じる。
3. 公開会社は, 株主及び関係者が会社の資本, 財産又はその他のリソースの流出を引き起こす取引を行うことを防止するため必要な措置を講じる。

第 26 条 株主, 企業管理者及びこれらの対象の関係者との取引

1. 公開会社は, 個人である株主及び当該株主の個人である関係者に貸付又は保証を提供することができない。ただし, 公開会社が信用組織である場合はこの限りでない。
2. 公開会社は, 組織である株主及び当該株主の個人である関係者に貸付又は保証を提供することができない。ただし, 以下の場合はこの限りでない:
 - a) 公開会社が信用組織である;
 - b) 子会社が, 国が保有する株式, 持分を有する会社でなく, かつ, 企業法の条項を詳細に規定する 2015 年 10 月 19 日の政府の 2015 年議定第 96 号 (96/2015/ND-CP) の 16 条 6 項の規定による 2015 年 7 月 1 日より前に公開会社に出資, 又は, その株式を購入した場合における子会社である株主。
3. 公開会社は, 組織である株主の関係者に貸付又は保証を提供することができない。ただし, 以下の場合はこの限りでない:
 - a) 公開会社が信用組織である;
 - b) 公開会社及び株主の関係者である組織が同一の集団の会社又は親子会社, 経済集団等のグループ会社として活動する会社であり, かつ, この取引が会社定款の規定により株主総会又は取締役会に承認されなければならない;
 - c) 法令が異なる規定を有する場合。

4. 株主総会により取引が承認された場合を除き、公開会社は、以下の取引を行うことができない:

a) 取締役、監査役、社長（総社長）、その他の管理者及びこれらの対象に関係を有する個人、組織に貸付又は保証を提供する。ただし、公開会社及び株主に関係を有する組織が同一の集団の会社又は親子会社、経済集団からなるグループ会社及び異なる規定を有する専門法令に基づき活動する会社である場合はこの限りでない。

b) 取引の総額が直近の財務報告書に記載された総資産の 35%以上の価値を有するに至る公開会社と以下の対象者のうちの 1 の取引:

- 取締役、監査役、社長（総社長）、その他の管理者及びこれらの対象の関係者
- 会社の普通株式を総資本の 10%を超えて保有する株主、株主の委任代理人及びその関係者;
- 企業法第 159 条 2 項に規定される対象に関係を有する企業。

5. 取締役会は、直近の財務報告書に記載された総資産の 35%又は会社定款に定められたそれよりも小さな他の割合未満の価額の条第 4 項 b 号の契約、取引を承認する。

第 27 条 会社に関係する権利を有する者の合法的権利の保障

1. 公開会社は、現行の法令及び会社定款の規定により株主及び会社に関係する権利を有する者に対する責任を果たさなければならない。
2. 公開会社は、労働、環境及び社会に関する法令の規定を遵守しなければならない。

第 6 章

報告及び情報開示

第 28 条 情報開示義務

1. 公開会社は、生産事業活動、財務及びコーポレート・ガバナンスの状況について定期及び臨時の情報を株主及び公衆に十分、正確かつ遅滞なく開示する義務を有する。公開会社は、その他の情報を、当該情報が証券の価値及び株主及び投資家の決定に影響を及ぼす可能性があるときは、十分、正確かつ遅滞なく開示しなければならない。情報及び情報開示の方式は、法令及び会社定款の規定による。

2. 情報開示は、株主及び公衆が公平にアクセスし得ることを保障して行われる。情報開示における言葉は、明確であり、理解可能であり、かつ、株主及び投資家に誤解を生じることを避けるものでなければならない。

第 29 条 会社の管理組織形態に関する情報開示

1. 公開会社は、企業法第 134 条の規定による管理組織形態及び会社活動に関する情報を国家証券委員会、証券取引所に報告し、かつ、開示しなければならない。

2. 会社が活動形態を変更する場合には、株主総会が形態の変更を決定してから 24 時間以内に、公開会社は、国家証券委員会、証券取引所に報告し、かつ、情報を開示しなければならない。

第 30 条 コーポレート・ガバナンスに関する情報開示

1. 公開会社は、情報開示に関する証券法令の規定により各期の年次株主総会及び会社の年次報告書においてコーポレート・ガバナンスの状況に関する情報を開示しなければならない。

2. 上場会社は、情報開示に関する証券法令の規定によりコーポレート・ガバナンスの状況について 6 か月毎に報告し、かつ、情報を開示する義務を有する。

第 31 条 社長 (総社長) の収入に関する情報開示

社長 (総社長) 及びその他の管理者の給与は、会社の年次財務報告書に個別の項目として表記され、かつ、年次総会において株主総会に報告されなければならない。

第 32 条 取締役、監査役、社長 (総社長) の報告及び情報開示に関する責任

この議定第 24 条に定める責任のほか、取締役、監査役、社長 (総社長) は、以下の場合に取締役会、監査役会に報告する責任を有する:

1. 会社と上記の構成員が発起社員であるか、又は、取引の時点の直近 3 年間に取締役、社長 (総社長) であった会社との間の取引;

2. 会社と上記の構成員の関係者が取締役、社長 (総社長) 又は大株主である会社との間の取引。

第 33 条 情報開示組織

1. 公開会社は、証券法及びこれを指南する文書の規定により会社の情報開示に関する規則を作成し、かつ、制定しなければならない。
2. 公開会社は、情報開示職員を少なくとも1人有さなければならない。公開会社の情報開示職員は、以下の責任を有する：
 - a) 一般投資家に対する会社の情報の開示は、法令及び会社定款の規定による；
 - b) 株主が連絡するため名前、業務用の電話番号を公開する。

第7章

監督及び違反処分

第34条 コーポレート・ガバナンスに関する監督

1. 国家証券委員会は、この議定の規定による公開会社のコーポレート・ガバナンスに関する内容の監督を行う。
2. 公開会社及び関係を有する各組織、個人は、この議定に定められるコーポレート・ガバナンス規定を実行する責任を有する。
3. 公開会社及び関係を有する各組織、個人は、遅滞なく、正確に公開会社のコーポレート・ガバナンス活動に関する情報、資料、データを提供し、かつ、国家証券委員会の求めにより関係事実を説明する義務を有する。
4. 公開会社及び関係を有する各組織、個人がこの条第3項の規定を遵守しない場合には、法令の規定により処分される。

第35条 コーポレート・ガバナンスに関する違反処分

コーポレート・ガバナンスに関する規定に違反する公開会社及び関係を有する組織、個人は、証券及び証券市場の領域における公開会社のコーポレート・ガバナンスに関する規定の違反行為に対する行政違反の処罰を定める2013年9月23日の政府の2013年議定第108号（108/2013/ND-CP）、証券及び証券市場の領域における行政違反の処罰を定める2013年9月23日の政府の2013年議定第108号の一部を修正、補充する2016年11月1日の政府の2016年議定第145号（145/2016/ND-CP）の規定及び現行の法令の規定により処罰される。

第8章

施行条項

第 36 条 経過条項

1. この議定第 12 条 2 項の規定が効力を有する時点まで、取締役会の会長は、同一の公開会社の社長（総社長）の職を兼任することができる。
2. この議定第 12 条 3 項の規定が効力を有する時点まで、公開会社の取締役は、同時に他の会社の取締役であってもよい。

第 37 条 議定の効力

1. この議定は、2017 年 8 月 1 日に施行される。ただし、この条第 2 項、第 3 項の規定を除く。
2. この議定第 12 条 2 項の規定は、この議定が効力を有する日から 3 年後に効力を有する。
3. この議定第 12 条 3 項の規定は、この議定が効力を有する日から 2 年後に効力を有する。
4. 公開会社に適用されるコーポレート・ガバナンスについて定める 2012 年 7 月 26 日の財務省の 2012 年通達第 121 号（121/2012/TT-BTC）は、この議定が効力を有する日から廃止される。

第 38 条 実施組織

1. 財務省は、この議定の施行を指南する責任を有する。
2. 各大臣、省同格機関の長官、政府機関の長官、各省、中央直轄市の人民委員会委員長は、この議定を施行する責任を負う。/。